

宇多津町耐震改修促進計画

平成20年3月

令和4年3月(改正)

宇 多 津 町

改定履歴

平成20年3月	策定
平成27年3月	第1回 改正
平成29年6月	第2回 改正 計画期間を平成28年度から平成32年度までの5年間へと変更。 耐震化率の目標値を住宅90%、多数の物が利用する建築物等95%と設定。
平成31年4月	第3回 改正 民間施設の危険なブロック塀等の撤去への補助について、第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に追記。
令和3年3月	第4回 改正 計画期間を平成28年度から令和2年度までの5年間へと変更。 令和3年度以降の計画を策定するまでの間は、この計画の期間を延長することを追記。 香川県・県内市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき促進を図ることを追記。 元号表記の修正。
令和4年3月	第5回 改正 「本計画とSDGs」追記 国の助成制度等見直し、修正。 計画期間を令和7年度（2026年度）までの5年間へと変更。 耐震化率の目標値を住宅91%、多数の物が利用する建築物等97%と設定。

目 次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	2
【1】 計画の策定目的	2
【2】 いままでの経緯	2
【3】 本計画とSDGs	4
【4】 耐震化の必要性	4
【5】 計画の対象建築物	5
【6】 計画の位置づけ	9
【7】 根拠法及び上位・関連計画、関連事業・制度等	10
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	12
【1】 想定される地震の規模、想定される被害の状況	13
【2】 耐震化の現状と耐震改修等の目標の設定	20
【3】 公共建築物の耐震化の目標	23
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	25
【1】 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針	26
【2】 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要	28
【3】 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	28
【4】 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	29
【5】 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	31
【6】 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減	32
【7】 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	32
【8】 重点的に耐震化すべき区域の設定	32
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	33
【1】 地震ハザードマップの作成・公表	34
【2】 相談体制の整備及び情報提供の充実	37
【3】 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	37
【4】 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	37
【5】 家具の転倒防止	37
【6】 自主防災組織、自治会等との連携	37
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	38
【1】 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携	38

はじめに

日本は世界でも有数の地震国であり、今日までに発生した多くの地震により、国民の生活は多大な被害を受けています。中でも、平成7年（1995年）1月17日午前5時46分に発生した「阪神・淡路大震災」^{※1}は、地震による建築物の倒壊、火災により多くの尊い人命を奪い、都市に甚大な被害をもたらしました。この地震は、発生時刻が早朝であり、多くの方が就寝中であつたことから、耐震性の低い建築物の倒壊によって亡くなられた方が全体の約9割^{※2}を占めるといわれています。

また、建設省の建築震災調査委員会中間報告（平成7年（1995年）7月28日）^{※3}によると、「建築物の被害の傾向をみると現行の耐震基準（昭和56年（1981年）6月施行）以前に建築された建築物に被害が多く見られ、一方、それ以降に建築された比較的新しい建築物の被害の程度は軽く、現行の耐震基準は概ね妥当であると考えられています。」と報告されています。

これらを受け、平成17年（2005年）11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（平成18年（2006年）1月25日 国土交通省告示第184号 以下「国の基本方針」という。）を示しました。

本町においても、南海トラフ地震に備え、香川県、関係団体等と連携して建築物の計画的な耐震改修を促し、もって、大地震による建築物の倒壊等の被害から、町民の生命・財産を守ることを目的として平成20年（2008年）に「宇多津町耐震改修促進計画」を策定しました。

その後も、岩手・宮城内陸地震（平成20年（2008年）6月）、そして未曾有の被害となつた東日本大震災（平成23年（2011年）3月）などが発生しており、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識が広まりつつあるところです。今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率についても「70%程度」から「70～80%^{※4}」に引き上げられ、本町でも大きな被害が予想されています。また、感染症等に関し、避難所における感染拡大防止対策のための観点から新たな避難行動（在宅避難や分散避難）が示され、住宅・建築物の耐震化を加速するための施策の強化が喫緊の課題となっています。

今般、計画期間が終了したことに伴い、これまでの取り組みの成果、課題等を検証し、国の基本方針の改正内容を踏まえるとともに、更なる建築物の計画的な耐震改修を促すことを目的とし、「宇多津町耐震改修促進計画」を改正するものです。

※1：阪神・淡路大震災の概要

平成7年（1995年）1月17日午前5時46分、マグニチュード7.2、震源の深さ14kmと推定された地震が突如起きた内陸直下型（活断層）で神戸と洲本で烈震の震度6を記録。一宮町を含む淡路島をはじめ、神戸、芦屋、西宮、宝塚の一部区域では我が国で初めて震度7の「激震」と判定されています。震源地は淡路島の北部北緯34度36分東経135度03分で余震は1,800回を越し、有感地震は200回を越えています。地震の特徴は活断層による大きなエネルギーが一挙に爆発したタイプで、振幅は最大で18cmと史上最大の揺れが観測されています。

（阪神・淡路大震災関連情報データベース <http://sinsai.fdma.go.jp/search/>より）

※2：「平成7年（1995年）4月24日現在警察庁調べ 警察白書」 第1章 第3節 阪神淡路大震災と警察活動より（表1-11 死者5,502人（内訳 家屋、家具類等による圧迫死4,831人（4,832人/5,502人=88%≒約9割）、焼死体等550人、その他121人）

※3：建設省（現国土交通省）の建築震災調査委員会中間報告（平成7年（1995年）7月28日）より

※4：地震調査研究推進本部の南海トラフで次に発生する地震の発生確率より

第1章 計画の策定にあたって

【1】 計画の策定目的

宇多津町耐震改修促進計画は、改正法第6条第5項に基づき、宇多津町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものです。

具体的には、南海トラフ地震は今後30年以内に70～80%の確率で発生する可能性が指摘されており、大きな被害を受けることが想定されています。このようなことから、住宅・建築物の倒壊等から人的被害や経済的被害を軽減するため、現行の耐震基準（昭和56年（1981年）6月施行）以前のいわゆる旧耐震基準で建築された既存建築物の耐震化を計画的に促進するものです。

【2】 いままでの経緯

平成7年（1995年）1月17日の早朝に発生した「阪神・淡路大震災」では、地震により多数の人命が奪われ、その主たる原因は住宅・建築物の倒壊等によるものでした。その教訓を踏まえて、改正法が制定されています。

その後、新潟県中越地震（平成16年（2004年）10月）、新潟県中越沖地震（平成19年（2007年）7月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年（2008年）6月）、東日本大震災（平成23年（2011年）3月）、熊本地震（平成28年4月）などが発生しており、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識が広まりつつあるところであります。また、南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が今後30年間で70～80%とされており、本町でも大きな被害が予想されています。

このような中、国の中央防災会議において、建築物の耐震改修は全国的に取り組むべき「社会全体の緊急課題」と位置づけられ、建築物の耐震改修等を推進するために、改正法は平成18年（2006年）1月26日に施行され、効果的かつ効率的な建築物の耐震改修等を実施することが求められるようになりました。

また、平成25年（2013年）5月には、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、再度、法が改正され、不特定の人が利用する大規模建築物等の耐震診断の義務化や耐震診断結果の公表、耐震性が確保されている建築物についての表示及び区分所有建築物の耐震改修についての決議要件の緩和に係る認定制度の創設などの措置が講じられました。

さらに、住宅の耐震対策の補助制度では、平成28年度から簡易な耐震改修や耐震シェルター・耐震ベッドについても補助対象に加え、令和3年度には耐震改修の補助額を増額するなどの制度拡充も行っています。

（1） 法改正のポイント

1） 建物の耐震化の促進のための規制措置

① 耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大

昭和56年（1981年）5月以前に着工し、建てられた住宅（マンションを含む）や小規模建築物等についても、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられました。

② 大規模建築物等の耐震診断の義務付け・結果の公表

耐震診断の実施とその結果の報告を義務付け、所管行政庁において当該結果の公表を行う建築物として、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物が位置づけられました。

要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物は以下のものが該当します。

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

① 要緊急安全確認大規模建築物

イ 不特定多数の者が利用する大規模建築物

- <対象建築物> ※ 所管行政庁が1棟ごとに判断
- ・病院、店舗、旅館等 : 階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
 - ・体育館 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

ロ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

- <対象建築物>
- ・老人ホーム等 : 階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
 - ・小学校、中学校等 : 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
 - ・幼稚園、保育所 : 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

ハ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- <対象建築物>
- ・危険物貯蔵場等 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

耐震診断結果の報告期限

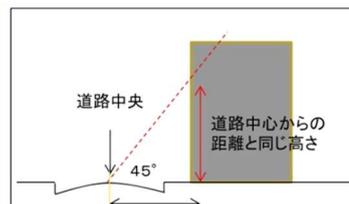
平成27年12月31日まで

② 要安全確認計画記載建築物

イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

← 都道府県又は市町村が避難路を指定

- <対象建築物>
- ・倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物(高さ6m以上)(右図参照)
 - ・ただし、地方公共団体が状況に応じて規則で別の定めをすることが可能。



ロ 防災拠点建築物

← 都道府県が指定

- <対象建築物>
- 庁舎、病院、避難所となる体育館など

避難所として利用する旅館・ホテルについても位置づけが可能

耐震診断結果の報告期限

地方公共団体が定める日まで

出典：国土交通省 建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要（ホームページ）より

2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

- ① 耐震改修計画の認定基準の緩和及び認定に係る建築物の容積率、建ぺい率の特例措置
建築物の耐震改修の計画を認定することができる増築及び改築の範囲が拡大され、増築に係る容積率及び建ぺい率の特例措置が講じられました。
- ② 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
区分所有建築物において、耐震改修の必要性の認定を受けた建築物について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件が3/4以上から1/2超に緩和されました。
- ③ 耐震性に係る表示制度（任意）
耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度が創設されました。

【3】 本計画とSDGs

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27年9月、国連サミットにおいて採択された、令和12年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されており、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

本計画は、大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的、経済的被害の軽減を図ることを目的としており、「11 住み続けられるまちづくりを」の理念と方向性が同じであり、本計画を推進することにより、SDGsの達成につなげていきます。



【4】 耐震化の必要性

地震から生命や財産を守るためには住宅・建築物の耐震化が重要です。

災害の軽減には、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により防災対策を実践することが重要です。

(1) 大地震から生命・財産を守るには耐震化と緊急輸送路の確保が効果的です

大地震の発生を阻止したり予想することは非常に難しいことです。しかし、大地震の発生による被害を軽減することは可能です。死傷者の発生、延焼火災の発生、消火・救援・避難活動及び救援活動の遅れ（道路が通行できない）などに対して、住宅・建築物を壊れないようにすること《耐震化》と緊急輸送路の確保は多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な対策であるといえます。

1) 地震による建築物の倒壊防止の必要性

阪神・淡路大震災を教訓として、様々な対策が講じられてきていますが、地震災害発生時に「自身の安全を守る」ことが重要です。また、公共性の高い建築物にはその所有者、従事者の安全はもちろんのこと、利用者の安全を守る義務も発生します。

このようなことから、「地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資する目的」で平成25年（2013年）に耐震改修促進法が、平成28年3月には国の基本方針が改正され、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年（2020年）までに少なくとも95%にすることを目標に各種施策を進めてきました。

2) 2次災害発生の未然防止

地震発生時には、「2次災害の発生を未然に防止する」ことが非常に重要となります。特に密集市街地においては、建築物の倒壊による火災が発生し、更に風速によっては延焼が広がり被害が拡大し、消防機関による消火活動が困難となることが想定され、死者数が増加する可能性があります。また、同様に建築物の倒壊は、緊急輸送路を閉塞し、初期救助や救援物資の輸送に悪影響をもたらします。こうしたことから建築物の倒壊を未然に防止し、緊急輸送路を確保することは、2次災害を最小限に抑える上で重要な対策となります。

【5】 計画の対象建築物

本計画の対象建築物は、表1-4-1に示すように、昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された住宅及び特定既存耐震不適格建築物であり、民間建築物及び町有建築物を対象とします。

表1-4-1 対象建築物の一覧

区分	内容	備考
住宅	昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸、分譲）を含む全ての住宅	
特定既存耐震不適格建築物	耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物	
	1) 多数の者が利用する建築物（表1-4-2）	耐震改修促進法（以下「法」という。）第14条第1号
	2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（表1-4-3）	法第14条第2号
	3) 香川県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	法第14条第3号

(1) 特定既存耐震不適格建築物

1) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、以下のものとします。

表 1-4-2 多数の者が利用する建築物

法 ^{※5}	政令第6条第2項	用途	規模	
第14条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含)	
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を含む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅(共同住宅に限る) ^{※6} 、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		競技場		
		公衆浴場		
第4号	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数1以上かつ 1,000㎡以上	
	理髪店、質屋、貸衣装店、銀行その他これらに類するサービス業を含む店舗			
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上に必要な建築物			

※5：耐震改修促進法

※6：賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の区分及び数量は、以下のものとします。

表 1-4-3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

法	政令 第7条 第2項	危険物の種類		数 量
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類	消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く)	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
		危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類		
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル		
第4号	マッチ	300マッチトン ^{※7}		
第5号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル		
第6号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第7号	液化ガス	2,000トン		
第8号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限り)	20トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限り)	200トン		

※7：マッチトンとは、マッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7,200個、約120kg。

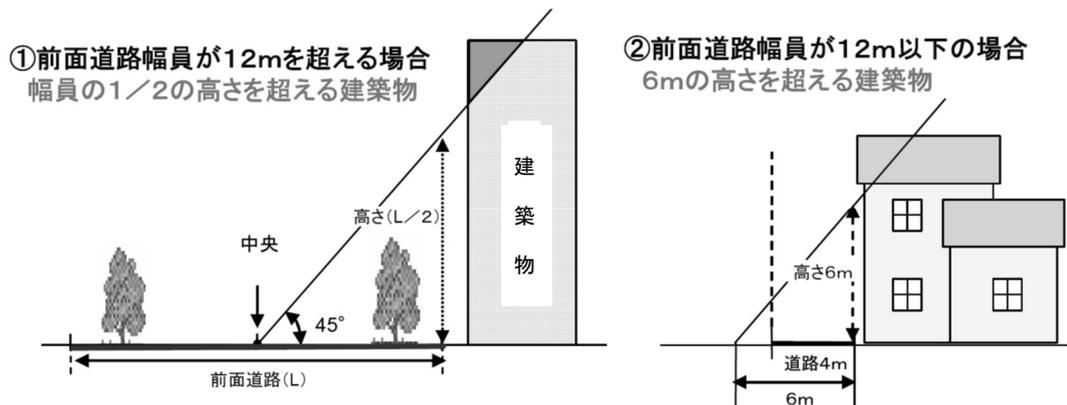
3) 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり、通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるものとします。

① 通行障害建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（法第5条第3項第2号）

図1-4-1 通行障害建築物の要件



② 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（法第5条第3項第2号）

③ 対象道路

イ 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路（県耐震促進計画にて規定）、香川県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、第1次緊急輸送道路を基本に、緊急かつ重点的に取り組む道路として、香川県耐震改修促進計画で指定したもの

ロ 耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づき定める道路（県耐震促進計画にて規定）、香川県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、耐震改修促進法第6条第3項の規定に基づき定める道路以外の道路

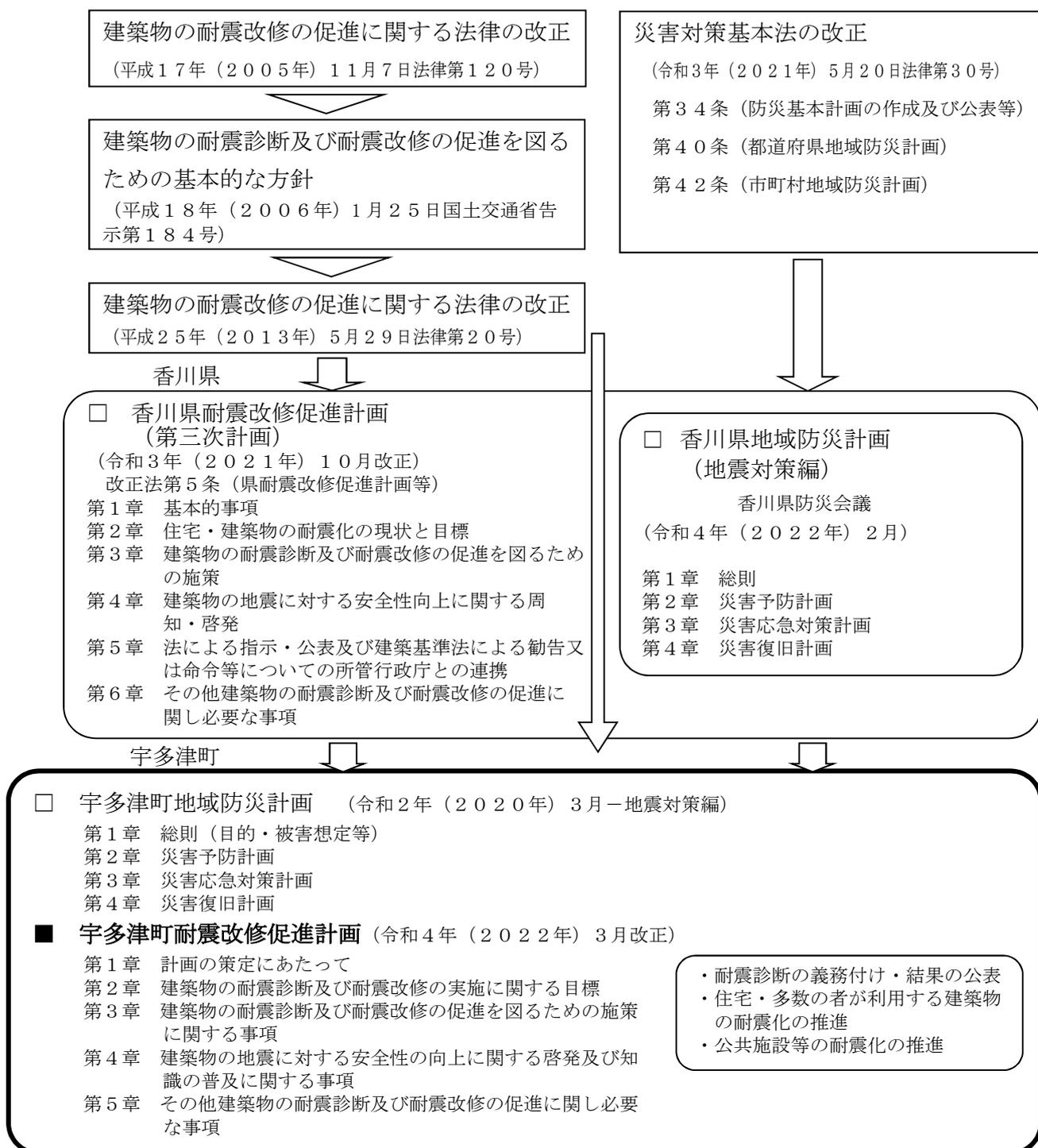
ハ 耐震改修促進法第6条第3項の規定に基づき定める道路

本町内において地震発生時に通行を確保すべき道路として、改正法第5条第3項第3号に基づく香川県耐震改修促進計画（第三次計画）に定められている緊急輸送道路を本町内の緊急輸送道路として位置づけ、令和7年度（2026年度）までにこれらの沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化を図ることが必要なもの

【6】計画の位置づけ

本計画は、香川県耐震改修促進計画（第三次計画）令和3年（2021年）10月（改正）及び「宇多津町地域防災計画」（地震対策編）令和2年（2020年）3月との整合を図るため、法改正に合わせて、本町における住宅・多数の者が利用する建築物の耐震診断^{※8}及び耐震改修^{※9}を促進する計画を改正するものです。

▼本計画の位置づけ



※8：(耐震診断)既存の建築物の地震に対する安全性を評価すること。

※9：(耐震改修)地震に対する安全性の向上を目的として、建物の増築・改築・修繕、若しくは模様替え、又は建物敷地の整備をすること。

【7】根拠法及び上位・関連計画、関連事業・制度等

(1) 根拠法

1) 災害対策基本法

(令和3年(2021年)5月20日法律第30号)

2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成25年(2013年)5月29日法律第20号)

3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成18年(2006年)1月25日国土交通省告示第184号)

(2) 地震発生予測

1) 全国地震動予測地図2014年版～全国の地震動ハザードを概観して～

(地震調査研究推進本部地震調査委員会) : 文部科学省

・2020年版モデルによる評価結果

(3) 上位・関連計画

1) 宇多津町

① 宇多津町地域防災計画(一般対策編)(令和2年(2020年)3月)

② 宇多津町地域防災計画(地震対策編)(令和2年(2020年)3月)

③ 宇多津町地域防災計画(津波対策編)(令和2年(2020年)3月)

2) 香川県

① 香川県地震・津波被害想定(第四次公表)

南海トラフを震源域とする最大クラス及び発生頻度の高い地震・津波や、中央構造線・長尾断層などを震源域とする直下型地震及び津波による被害予測を総合評価したもの。

② 香川県地域防災計画(地震対策編)(令和4年(2022年)2月)

③ 香川県耐震改修促進計画(第三次計画)(令和3年(2021年)10月改正)

(4) 耐震改修促進に関する各種事業・制度等^{*10}

1) 国の助成制度

① 住宅に係るもの

イ 住宅・建築物安全ストック形成事業(国土交通省所管)

② 緊急輸送道路沿道建築物等に係るもの

イ 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(国土交通省所管)

③ 学校に係るもの

イ 私立学校施設整備費補助金(文部科学省所管)

ロ 学校施設環境改善交付金(文部科学省所管)

④ 病院に係るもの

イ 医療施設耐震化促進事業(厚生労働省所管)

ロ 医療施設等耐震整備事業(厚生労働省所管)

⑤ その他

イ 保育所緊急整備事業(厚生労働省所管)

- ロ 地域密着型サービス等整備事業（厚生労働省所管）
- ハ 社会福祉施設等施設整備費補助金（厚生労働省所管）
- ニ 香川県家具類固定サポート制度

2) 税制度

① 住宅・建築物に係る税制度

◇ 耐震改修促進税制

- イ 所得税：一定の要件に合致する耐震改修について、その費用の一定割合相当額を税額から控除（住宅）
- ロ 固定資産税：一定の要件に合致する耐震改修について、一定期間減額（住宅・建築物）

② 住宅ローン減税

- イ 所得税：10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象）

※10：香川県耐震改修促進計画 令和3年（2021年）10月改正
第3章 5 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要（P26）より

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

地震による被害を減らすため、令和7年度（2026年度）までの耐震化の目標と取組みを定めます。

概 要

【1】 想定される地震の規模、想定される被害の状況

(1) 基本的な考え方

揺れ、津波とも南海トラフを震源域とする地震（最大クラス）を対象としています。

(2) 特徴及び被害の想定（香川県地震・津波被害想定より）

1) 南海トラフ地震の今後30年までの発生確率：70～80%

2) 想定される地震の規模：マグニチュード9.0クラス 最大震度6強^{*11}

3) 想定される被害の状況：死者数 40人 建物の全壊数 260棟

【2】 耐震化の現状と耐震改修等の目標の設定

(1) 住宅

平成30年度（2018年度）時点で、居住世帯のある住宅8,630戸のうち、耐震性がある住宅は6,380戸で耐震化率は74.1%となっています。

今後、在宅避難等も視野に入れ、南海トラフ地震発生時の揺れによる倒壊等の恐れのある住宅の耐震性向上を目指すため、令和7年度（2026年度）末までに耐震化率が91%以上となることを目指します。

(2) 多数の者が利用する建築物（法第14条各号に規定する建築物）

令和4年（2022年）3月現在で、改正法で定められている多数の者が利用する建築物（一定規模要件を満たす建物）は125棟あり、そのうち耐震性がある建物は113棟で、耐震化率は約90.4%となっています。

【3】 公共建築物の耐震化の目標

令和4年（2022年）3月現在で、防災の拠点となる町有建築物は7施設21棟で、そのうち耐震性がある建築物は21棟あり、耐震化率は100%となっています。

「宇多津町地域防災計画」に基づき、防災の拠点となる町有建築物についても、耐震化率は100%となっています。

耐震化の現状（令和4年（2022年）3月現在）

建物用途	戸数又は棟数	建築年		耐震改修	耐震化済	耐震化率(%)
		1981年以前	1982年以降			
住宅	8,630戸	1,710戸	6,380戸	20戸	6,400戸	74.2%
多数の者が利用する建築物	125棟	39棟	86棟	19棟	113棟	90.4%
町有建築物(防災の拠点等)	21棟	11棟	10棟	11棟	21棟	100.0%

※11：気象庁震度階級関連解説表より引用。（震度6強の地震）立っていることができず、はわないと動くことができない。固定していない家具のほとんどが移動、転倒する。多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。耐震性の低い住宅では傾くものや倒壊するものが多くなる。耐震性の高い住宅でも壁などに、ひび割れ・亀裂がみられることがある。

【1】想定される地震の規模、想定される被害の状況

(1) 基本的な考え方

基本的な考え方は、東日本大震災を教訓として香川県が実施した「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」（平成25年（2013年）3月）及び「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」（平成25年（2013年）8月）に基づくもので、揺れ及び津波とも南海トラフを震源域とする地震（プレートの沈み込みによる海溝型地震）を対象に、いずれも最大クラスのモーメントマグニチュード（揺れにおいては9.0、津波においては9.1）を対象としています。

(2) 特徴及び被害の想定

1) 特徴1

南海トラフを震源域とする大地震は100～200年ごとに繰り返し発生しており、最近では1946年にマグニチュード8.0の昭和南海地震が発生しています。また、宝永南海地震（1707年）及び安政南海地震（1854年）のマグニチュードは8.4と推定されています。^{※12}

なお、平成25年（2013年）の「香川県地震・津波被害想定」によると、南海トラフ地震の最大クラスとして、本町の最大震度は6強^{※13}となっています。

2) 特徴2

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、

- ① 広範囲において甚大な被害が予想されること
- ② 大きな地震の発生後、時間を置いて再び大きな地震が発生する可能性があること
- ③ 地震と津波による複合災害の発生が予想されること

などが挙げられます。^{※14}

※12：「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」（平成25年（2013年）5月）3. 地震活動（1）過去の大地震についてより

※13：「香川県地震・津波被害想定第一次報告書」（平成25年（2013年）3月）より

※14：「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」（平成25年（2013年）5月）4. 南海トラフの地震の長期評価の説明（2）南海トラフで発生する大地震の多様性についてより

3) 想定される地震の規模、想定される被害の状況

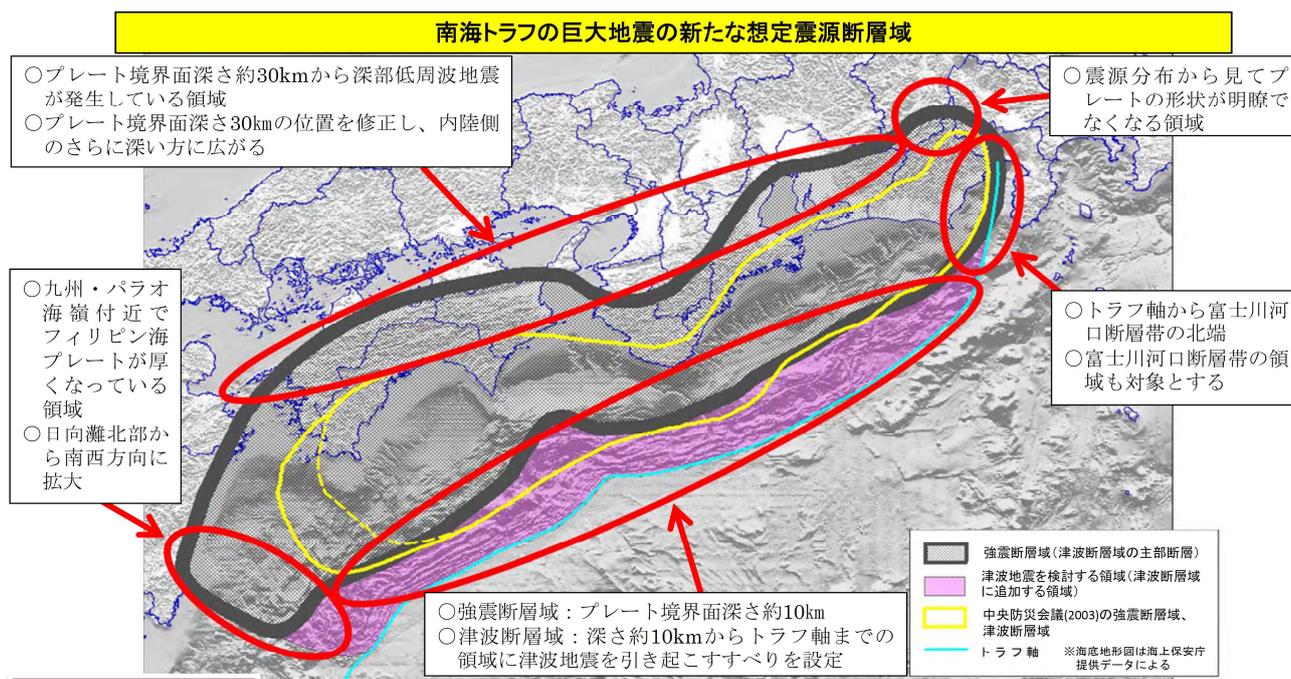
① 地震規模の概要

「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」（平成25年（2013年）3月）においては、県内に大きな被害をもたらすものと思われる対象の地震として、「南海トラフを震源とする海溝型地震（最大クラス及び発生頻度の高い地震）」と「中央構造線及び長尾断層を震源とする直下型地震」の4類型を掲げていました。その後の第二次公表では「南海トラフ（最大クラス）」を念頭に置いて詳細な被害の想定を行っています。

最新の第四次公表^{*15}では、「南海トラフ（発生頻度の高い）」地震を念頭に置いた被害想定も公表されていますが、宇多津町耐震改修促進計画においては、より被害想定のかな「南海トラフ（最大クラス）」地震を想定した計画としています。

※15：「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」（平成26年（2014年）3月）

図2-1-1 南海トラフの巨大地震の想定震源断層域



地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震 (強震断層域)	南海トラフの巨大地震 (津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)]	8.7

出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会（第15回）（平成23年（2011年）3月31日）記者発表資料「(2) 南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域」より

② 地震動予測結果

南海トラフにおける最大クラスの地震の発生確率は、「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」（地震調査研究推進本部）（平成25年（2013年）5月）における時間予測モデルによると、表2-1-1のように示されます。

表2-1-1 南海トラフで発生する地震の確率（時間予測モデル）

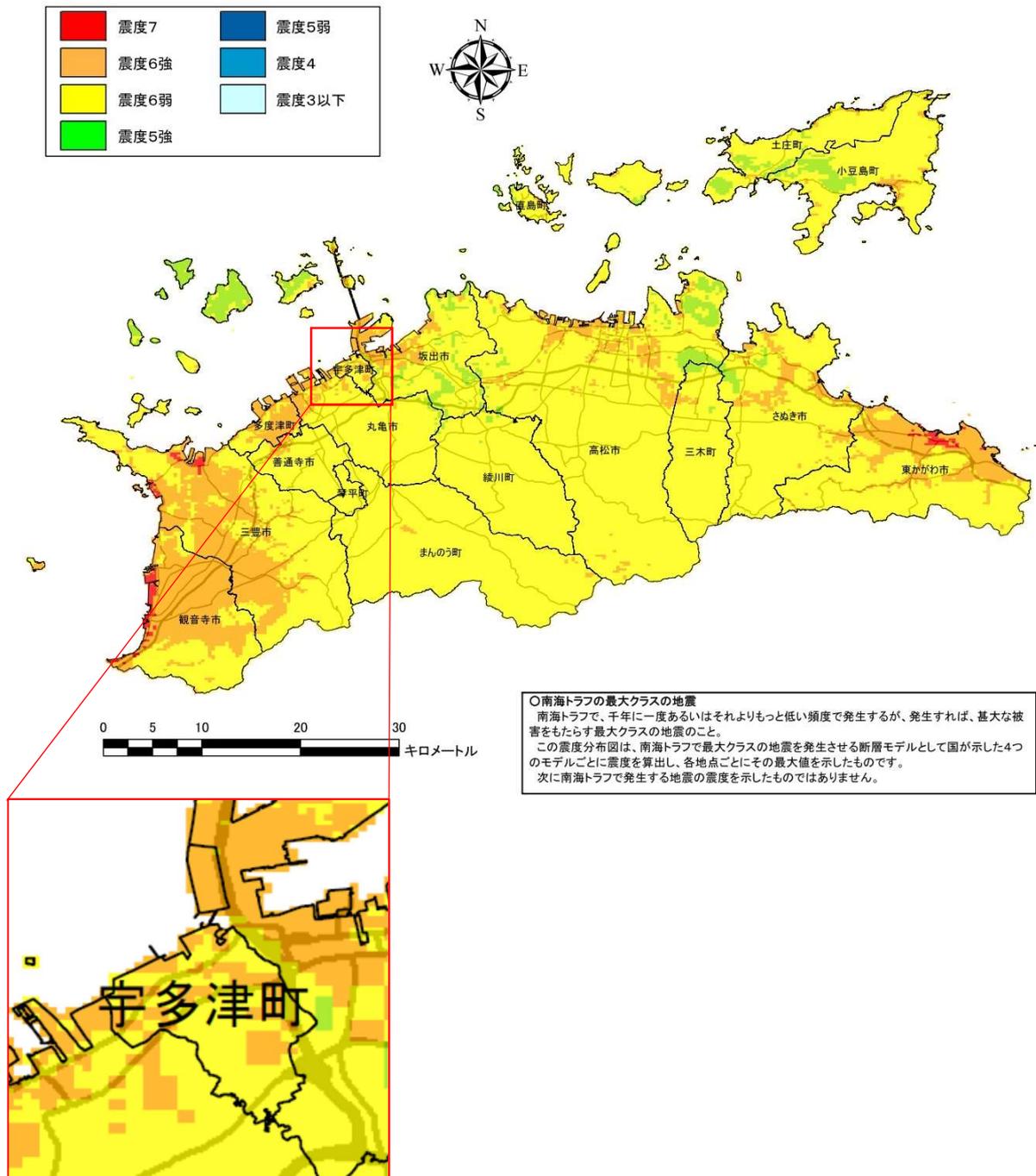
項目	将来の地震発生確率等	備考
今後10年以内の発生確率	20%程度	時間予測モデルによる「前回から次回までの標準的な発生間隔」88.2年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.24$ と 0.20 をBPT分布モデルに適用して発生確率を算出（評価時点：平成25年（2013年）1月1日時点）
今後20年以内の発生確率	40～50%程度	
今後30年以内の発生確率	60～70%程度	
今後40年以内の発生確率	80%程度	
今後50年以内の発生確率	90%程度以上	
地震後経過率	0.76	経過時間67.0年を発生間隔88.2年で除した値
次の地震の規模	M8～9クラス	震源域の面積と地震の規模の関係式より推定した値を用いた

出典：「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」平成25年（2013年）5月より

③ 香川県における地震の規模

図2-1-2は南海トラフ地震による地震の揺れの強さを示したものです。南海トラフの最大クラスの地震が発生した場合は、本町における震度は6弱～6強と予測されています。

図2-1-2 香川県震度分布図（南海トラフの最大クラスの地震）



出典：「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」（平成25年（2013年）3月）〈南海トラフ（最大クラス）〉（地震）震度分布図より

④ 被害想定

④-1 香川県全域の被害想定

香川県全域の人的被害及び建物被害は、次のとおり想定されています。

④-1-1 人的被害（発災想定時間帯：冬の深夜）

香川県が実施した「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」（平成25年（2013年）8月）によると、南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による香川県全域の人的被害は死者数が6,200人、負傷者数が19,000人と想定されています。

死亡者の内訳をみると、建物倒壊による死者が1,600人、津波による死者が4,600人、火災による死者が40人などとなっています。

出典：「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」（平成26年（2014年）3月）香川県全体被害想定より

④-1-2 建物被害（発災想定時間帯：冬の18時）

香川県が実施した「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」（平成26年（2014年）3月）によると、南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による香川県全域の建物被害（全壊）は35,000棟と想定されています。

全壊建物の内訳をみると、揺れによるものが25,000棟、液状化によるものが2,500棟、津波によるものが2,000棟などとなっています。

出典：「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」（平成26年（2014年）3月）香川県全体被害想定より

④-2 宇多津町の被害想定

宇多津町の人的被害及び建物被害は、次のとおり想定されています。

④-2-1 人的被害（発災想定時間帯：冬の深夜）

南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による人的被害は、表2-1-2のとおり死者数は40人、負傷者数は230人と予測されています。また、自力脱出が困難あるいは要救助者が80人発生すると予測されています。

死亡者の内訳をみると、建物倒壊による死者が10人、津波による死者が30人となっています。

表2-1-2 地震・津波による人的被害予測結果（南海トラフ（最大クラス）の地震）

（単位：人）

人的被害 （死者数）		人的被害 （負傷者数）		人的被害 （自力脱出困難者 ・要救助者）	
建物倒壊	津波	建物倒壊	津波	揺れに伴う 自力脱出困 難者	津波による 要救助者
10	30	150	80	70	10

出典：「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」（平成26年（2014年）3月）市町村別被害想定より

④-2-2 建物被害（発災想定時間帯：冬の18時）

南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による建物被害は、全壊棟数が260棟と予測されています。

表2-1-3 建物被害想定結果

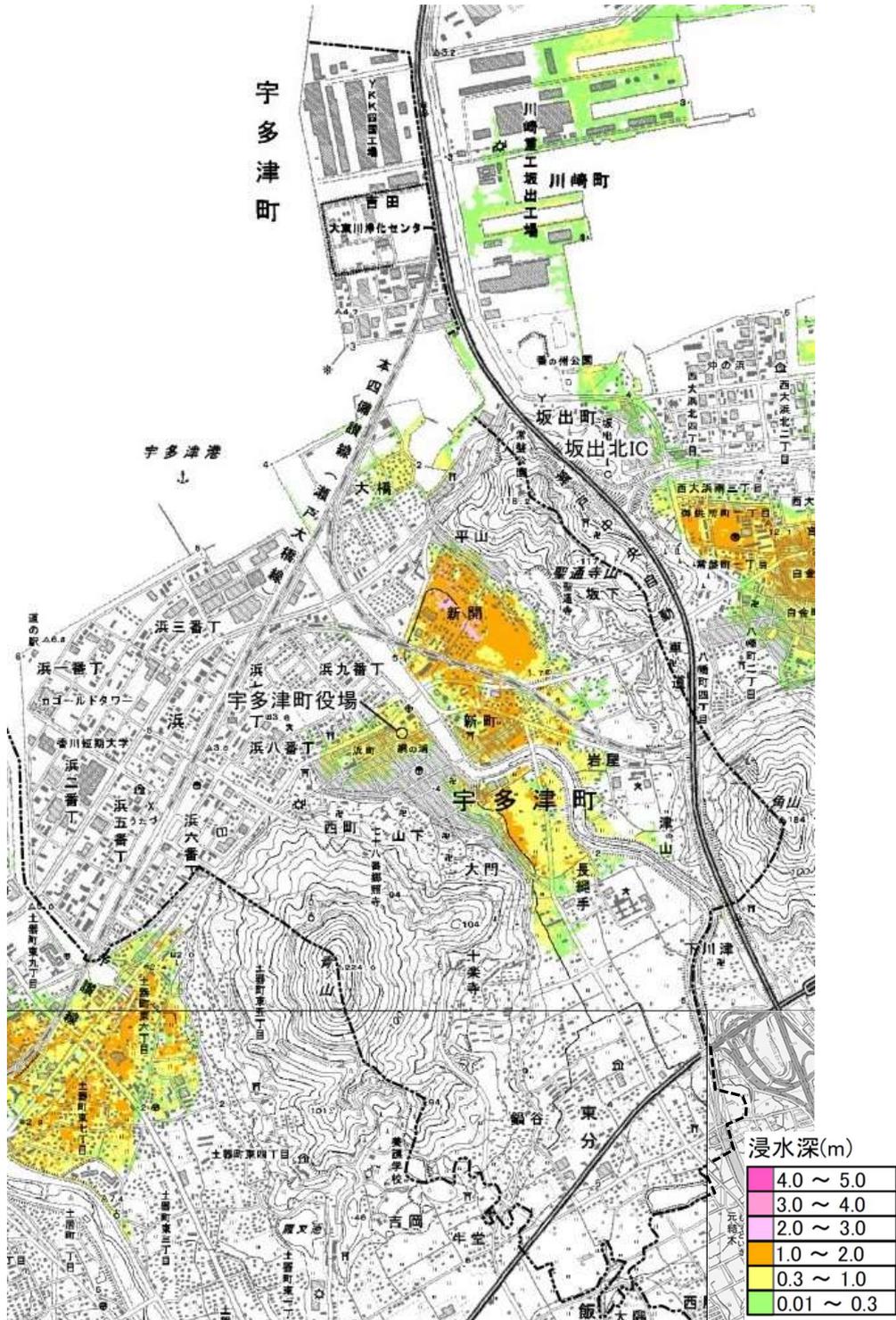
（単位：棟）

建物被害 （全壊）			
揺れ	液状化	津波	合計
180	60	10	260※16

出典：「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」（平成26年（2014年）3月）市町村別被害想定より

※16：建物被害合計には、急傾斜地崩壊や地震火災によるものなどの少ないが被害があるものも合算した数値の為、揺れ、液状化、津波の合計とは異なる。

図 2-1-3 香川県津波浸水想定



出典：「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」（平成 25 年（2013 年）3 月）
 <南海トラフ（最大クラス）>（津波）津波浸水想定図 中讃<丸亀市・宇多津町①>及び中讃<宇多津町②・坂出市①>より

【2】耐震化の現状と耐震改修等の目標の設定

住宅、多数の者が利用する建築物に分けて設定します。

(1) 住宅

1) 耐震化の現状

平成30年(2018年)住宅・土地統計調査報告(総務省統計局)によりますと、本町の住宅の耐震化の状況は表2-2-1のとおり、居住世帯のある住宅8,630戸のうち、耐震性がある住宅は約6,400戸で耐震率は74.2%となっています。

2) 耐震改修等の目標の設定

南海トラフを震源とする大規模な地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があります。「香川県耐震改修促進計画(第三次計画)」を踏まえ、倒壊等の恐れのある住宅全ての耐震性の向上を図っていくため、表2-2-1のとおり、耐震改修目標率を令和7年度(2026年度)末までに91%とすることを目標とします。

表2-2-1 住宅の耐震化の現状と耐震改修の目標

(単位：戸)

区分	昭和56年(1981年)6月以降の住宅①	昭和56年(1981年)5月以前の住宅②		住宅総数④ (①+②)	耐震性有住宅数⑤ (①+③)	現状の耐震化率(%) ⑤/④	耐震改修の目標率(%) (令和7年度(2026年度)末)
		うち耐震性なし	うち耐震性有③				
木造	1,930		1,420	3,760	1,950	51.8%	91%
			1,400				
			20				
非木造	4,430		280	4,860	4,430	91.2%	91%
			280				
			0				
合計	6,380※17		1,710	8,630※17	6,400	74.2%※18	91%
			1,690				
			20				

出典：平成30年(2018年)住宅・土地統計調査、

[住宅及び世帯に関する基本集計、全国・都道府県・市区町村]

第1-2表 居住世帯の有無(8区分)別住宅数及び住宅以外で人が居住する建物数

第7-3表 住宅の種類(2区分)・構造(5区分)、建築の時期(7区分)別住宅数

[住宅の構造等に関する集計]

第166-3表 住宅の建て方(2区分)・構造(2区分)・建築の時期(2区分)2014年以降における住宅の耐震改修工事の状況(6区分)別持ち家数

の宇多津町データを基に、耐震性有住宅数を推計。

※17：住宅総数の合計値は、建築の時期「不詳」を含むため、木造、非木造合計とは合致していません。

※18：住宅総数の合計値が木造、非木造合計より多くなっているため、現状の耐震化率は0.1%下がっています。

(2) 多数の者が利用する建築物

1) 耐震化の現状

多数の者が利用する建築物^{※19}の耐震化の現状は、表2-2-2のとおりです。

本町内の多数の者が利用する建築物の棟数は125棟で、そのうち耐震性があると確認されている建築物が113棟あり、耐震化率は90.4%となっています。

耐震性の向上を図っていくため、耐震改修目標率を令和2年度(2020年度)末までに95%とすることを目標に掲げ各種施策を進めてきました。

本計画では「香川県耐震改修促進計画(第三次計画)」を踏まえ、これまでの各種取り組みの効果や老朽化している建築物の建て替え、除却などの状況を考慮し、令和7年度末までに97%以上となることを目標とします。

※19：以下に掲げる建築物で現行の耐震関係規定に適合しないものをいいます。

- ①学校・体育館・病院・百貨店など多数の者が利用する建物で、政令が定める規模以上のもの
- ②火薬類・石油類等の危険物で、政令で定める数量以上のものの貯蔵又は処理の用途に供する建築物
- ③地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあるとして政令で定める建築物

詳細は「(1) 特定既存耐震不適格建築物」p6参照

表 2-2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

建物用途	棟数 (a=b+c)	建築年		耐震改 修済(d)	耐震性有 (e=c+d)	耐震化 率 (%)
		1981年 以前(b)	1982年 以降(c)			
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	8	5	3	5	8	100.0%
上記以外の学校	3	0	3	0	3	100.0%
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1	1	0	1	1	100.0%
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	1	0	1	0	1	100.0%
病院・診療所	3	0	3	0	3	100.0%
劇場、観覧場、映画館、演芸場	0	0	0	0	0	-
集会場、公会堂	0	0	0	0	0	-
展示場	0	0	0	0	0	-
卸売市場	0	0	0	0	0	-
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2	0	2	0	2	100.0%
ホテル、旅館	4	0	4	0	4	100.0%
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	76	22	55	10	72	94.7%
事務所	2	0	2	0	2	100.0%
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	5	1	4	0	4	80.0%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2	1	1	0	1	50.0%
幼稚園、保育所	7	4	3	3	6	85.7%
博物館、美術館、図書館	0	0	0	0	0	-
遊技場	1	0	1	0	1	100.0%
公衆浴場	0	0	0	0	0	-
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	0	0	0	0	0	-
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	0	0	0	0	0	-
工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く）	5	1	4	0	4	80.0%
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	0	0	0	0	0	-
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	1	0	1	0	1	100.0%
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	1	1	0	0	0	0.0%
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	0	0	0	0	0	-
多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物	3	3	0	0	0	0.0%
計	125	39	86	19	113	90.4%

2) 耐震改修等の目標の設定

前記表 2-2-2 の多数の者が利用する建築物のうち、災害時に重要な機能を果たす「4用途」の建物（庁舎、学校、保健センター、病院）については、表 2-2-3 のとおり具体的な目標を設定します。

表 2-2-3 多数の者が利用する建築物の耐震改修の目標

区分	建物用途	全棟数	現状		耐震改修の目標率 (令和7年度 (2026年度)末)
			耐震性有	耐震化率	
町有建築物	庁舎	1	1	100.0%	100%
	学校	8	8	100.0%	
	保健センター	1	1	100.0%	
	小計	10	10	100.0%	
民間建築物	学校	3	3	100.0%	
	病院	3	3	100.0%	
	小計	6	6	100.0%	
計		16	16	100.0%	

【3】公共建築物の耐震化の目標

(1) 耐震化の現状

1) 防災の拠点となる町有建築物

防災の拠点となる町有建築物^{※20}は、表 2-3-1 のとおり7施設21棟で、そのうち耐震性有りと確認されている建築物は21棟あり、令和4年(2022年)3月現在で耐震化率は100%となっています。

表 2-3-1 防災の拠点となる町有建築物の耐震化の現状 (令和4年(2022年)3月現在)

(単位:棟)

区分	施設数	棟数 (a=b+c)	建築年		耐震 改修済 (d)	耐震性 有 (e=c+d)	耐震化率 (%)
			1981年 以前(b)	1982年 以降(c)			
庁舎	1	3	2	1	2	3	100.0%
消防屯所	1	1	0	1	0	1	100.0%
小学校	2	12	7	5	7	12	100.0%
中学校	1	3	1	2	1	3	100.0%
体育館	1	1	1	0	1	1	100.0%
保健センター	1	1	0	1	0	1	100.0%
合計	7	21	11	10	11	21	100.0%

※20: 防災の拠点となる町有建築物は、非木造の建築物で2以上の階数を有し、又は延床面積200㎡を超えるもの。(建築基準法第20条第2号に定める構造計算による安全性の確認義務が課せられる建築物)

(2) 耐震化の目標

1) 防災の拠点となる町有建築物

防災上重要な拠点となる町有建築物については、令和3年度（2021年度）末現在において表2-3-2のとおり耐震化率は100%となっております。

なお、施設のあり方の検討結果等、今後の状況の変化に的確に対応するため、対象施設等については適宜必要な見直しを行います。

表2-3-2 防災の拠点となる町有建築物の耐震化の目標

区分		棟数	耐震改修の目標率 (令和7年度 (2026年度)末)	
防災の拠点等となる町有建築物		21棟		100%
うち、耐震化の検討を要する建築物 (昭和56年(1981年)以前建築施設)		11棟		
内訳	改修不要の施設	改修済み(改修不要)	0棟	
		改修済み	11棟	
	現有建築物の耐震化を図る建築物(耐震化計画対象建築物)		0棟	
	改築予定又は廃止(統合)等あり方検討中		0棟	

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

概 要

- 【1】 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針
耐震診断・耐震改修を促進するため、本町と香川県の役割を明確にし、香川県及び関係団体と連携して円滑な対策の実施促進に努めます。
- 【2】 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要
香川県や関係団体と連携を図りながら、国等の助成制度・税制度・融資制度を活用して地震時の災害予防に努めます。
- 【3】 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備
相談窓口を設置するとともに、ホームページ、広報誌及びパンフレット等を活用して情報の提供に努めます。
- 【4】 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要
香川県や関係団体と連携を図りながら、ガラス等の落下防止対策、ブロック塀等の耐震対策、家具等の転倒防止対策、エレベーターの閉じこめ防止対策等についての普及・啓発に努めます。
- 【5】 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項
香川県耐震改修促進計画（第三次計画）に指定されている本町内の緊急輸送路について、その沿道の多数の者が利用する建築物の耐震化を促進します。
- 【6】 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減
急傾斜地崩壊の地盤災害予防対策は、香川県や関係団体と連携を図りながら、本町の役割として、香川県が指定したそれぞれの区域を巡回・パトロールし、実態の把握に努めます。また、災害を未然に防止するため、警戒避難体制を確立し、自主防災組織を育成して被害の軽減に努めます。
- 【7】 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定
地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、消防屯所、避難所となる学校及び体育館等のうち、耐震性の確保がされない庁舎について、優先的に着手すべき町有建築物とします。
- 【8】 重点的に耐震化すべき区域の設定
重点的に耐震化すべき区域は、耐震性の低い建物が密集している地域、緊急輸送路の沿道地域及び広域避難場所周辺地域とします。

【1】耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

(1) 本町の役割分担

耐震改修促進計画の策定は、改正法第6条第5項において、国の基本方針や香川県が定める香川県耐震改修促進計画（第三次計画）を勘案して、定めるよう努めることになっています。

本町の耐震改修促進計画の策定については、香川県耐震改修促進計画（第三次計画）及び本町の地域の状況を踏まえ、減災に必要な事項について定めます。

(2) 本町が行う施策

香川県や関係団体と連携を図りながら、次の様な施策に取り組みます。

1) 耐震改修促進計画の策定と見直し

- ① 耐震改修率の目標設定
- ② 耐震化の進捗率の把握と目標値の見直し

2) 香川県住宅・建築物耐震対策推進協議会等との連携

- ① 香川県、県内各市町及び各関係団体との連携
- ② 町内各団体への情報提供

3) 本計画に定められた耐震化目標率を踏まえた耐震改修等の実施

- ① 町有建築物の耐震診断・改修の計画的な実施
- ② 民間建築物の耐震診断・改修実施の支援
- ③ 民間施設の危険なブロック塀等撤去の支援

4) 相談体制の整備、情報提供の充実による町民意識の向上

- ① 相談窓口の設置
- ② パンフレットの作成・配布、その他広報活動
- ③ (一社)香川県建築士事務所協会の窓口の紹介
- ④ 講習会の実施
- ⑤ ハザードマップの作成・配布

5) 職員等への防災教育

- ① 香川県等が行う耐震診断・耐震改修に関する講習会等への参加

6) 地震時の総合的な安全対策

- ① ガラスや外装タイルの落下防止対策の普及・啓発
- ② 既存コンクリートブロック塀等の耐震対策の普及・啓発
- ③ 家具等転倒防止対策の普及・啓発
- ④ エレベーターの閉じこめ防止対策の普及・啓発
- ⑤ 天井材の落下防止対策の普及・啓発

(3) 重点的に耐震化すべき地域・建築物の考え方

1) 地域

阪神・淡路大震災では、老朽化した木造住宅の密集する地域が大きな被害を受けています。このようなことから、耐震性の低い建築物が密集する地域において、重点的に耐震化を行い、「災害に強い街づくり」を推進していきます。

2) 建築物

① 町有建築物

本町や香川県が所有する公共施設の多くは、町民の多くの方々の利用が見込まれるほか、地震発生時には災害応急対策の実施拠点や避難場所になるなど、防災の拠点として重要な役割を果たすことが求められています。

このため、本町の「防災上重要な建築物」の耐震化については、災害対策として迅速かつ正確な情報伝達と適切な行動への指示などの防災活動が円滑に遂行できるよう、防災上重要な建築物として位置づけ、重点的に耐震化を推進していきます。

② 民間建築物

公共建築物と同様に民間の防災上重要な建築物と考えられる学校、病院、ホテル及び集会所等多数の人が集合する建築物の耐震化については、耐震性の調査、耐震補強方法などについて、建築物の所有者または管理者等への普及・啓発に努めます。

また、住宅の耐震化については、重要な課題として、耐震診断及び耐震改修等の重要性について広く町民の認識を深めていくとともに、耐震化の促進を図っていきます。

(4) 優先的に耐震化を図る公共建築物の選定方針

改正法に定められた多数の者が利用する建築物については、町民の多くの方々を利用すること等、大きな影響を与えることから、官民を問わず建物の早急な耐震化を目指します。中でも、学校、病院、庁舎については、被害の縮小や避難場所の確保、災害復旧の拠点機能確保の観点から具体的な耐震化の数値目標を定め、より迅速な建物の耐震化を目指します。

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の選定方針

地震発生時に、広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保することに最優先で取り組むこととし、香川県耐震改修促進計画（第三次計画）で指定されている本町内の緊急輸送道路を対象に、沿線の建物の耐震化を促進し、災害時にこれらの建物の倒壊を防ぐことで、交通の寸断や情報通信の途絶を防ぎ、迅速な災害復旧の実現を目指します。

【2】耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

（1）本町の支援策

香川県や関係団体と連携を図りながら、国の助成制度・税制度等^{※21}を活用して、公共建築物や民間建築物の耐震化を促進し、地震時の災害予防に努めます。

また、県と協力して香川県・県内市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき促進を図ります。

【3】安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

（1）相談窓口の設置

「耐震化に関する相談窓口」を設置して町民の相談に応じ、耐震診断及び耐震改修の促進を図っていきます。また、必要に応じて香川県の相談窓口や耐震診断を行える機関として（一社）香川県建築士事務所協会の「相談窓口」等を紹介します。

（2）町民への情報提供

7）ホームページやパンフレット等による周知活動

ホームページや広報誌を活用し、南海トラフ地震発生の啓発、耐震診断や耐震改修の進め方、支援制度の紹介等を広く周知するとともに、これらに関するパンフレット等を耐震相談窓口に常備して町民への情報提供を行っていきます。

8）事業者の紹介

香川県においては、「香川県木造住宅耐震対策講習会受講者名簿」を作成し縦覧を行っています。

町民が事業者に関する情報を得られるようにするとともに、標準的な耐震診断を行える機関として（一社）香川県建築士事務所協会や香川県建設労働組合等を紹介します。

※21：国の助成制度・税制度はp11参照

【4】地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

(1) 事前対策

平成17年(2005年)3月発生の福岡県西方沖地震や同年8月発生の宮城県沖地震の被害状況から、窓ガラスの飛散対策、ブロック塀の安全対策、家具等転倒防止対策、エレベーターの閉じこめ防止対策及び平成13年(2001年)3月発生の芸予地震、平成15年(2003年)9月発生の十勝沖地震の被害状況から、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策等の必要性が改めて指摘されています。

また、平成23年(2011年)3月発生の東日本大震災においては、構造躯体だけでなく、天井、外壁、設備等の脱落による被害が生じるところがあり、これらの非構造部材の安全確保が必要となっています。

このため、香川県と連携し被害の発生する恐れのある建物等を把握していくとともに、建築物所有者に必要な対策を講じるよう普及・啓発に努めていきます。

1) 屋根葺き材、ガラスや外装タイルの落下防止対策

避難路や通学路に面する建築物の屋根ふき材等の安全対策を講じる必要があります。

道路に面する建築物の所有者は、外装タイル・窓ガラス等の落下防止に努めるものとします。また、通学路に面する3階以上の建築物の所有者は、点検を実施し安全性の確保を図るものとします。

具体的には、香川県と連携して所有者・管理者に対し、上述の技術的助言の普及に努めていきます。

2) 既存コンクリートブロック塀等の耐震対策

ブロック塀の所有者の自主的な安全点検及び耐震性の確保については、建築基準法に適合したものとするよう、広報誌やホームページを活用し、普及・啓発に努めていきます。

通学路に沿って存在しているコンクリートブロック塀について重点的に安全対策を講じる必要があります。

具体的には、自治会組織や広報紙を通して危険なコンクリートブロック塀の安全対策の啓発に努めます。

3) 家具等転倒防止対策

家具等については地震時に転倒するおそれがあり、場合によっては死傷の可能性もあり、また避難時の妨げにもなります。

そのため、住宅・事務所等の建物内の家具、電気製品等の地震時における転倒、移動による被害を防止するための耐震安全性の確保については、その適正な対策、転倒防止方法等について広報誌、パンフレット等により町民への普及・啓発を図っていきます。

4) エレベーターの閉じこめ防止対策

平成17年(2005年)7月の千葉県北西部を震源とする地震では、平成10年に改訂された「昇降機耐震設計・施工指針」(以下「昇降機改訂耐震指針」という。)を満たしていないエレベーターに多くの故障や損傷が見られました。

また、昇降機改訂耐震指針を満たしていないエレベーターについては、この指針と同等の耐震化を図ることが望ましく、平成20年(2008年)9月に規定された地震時管制運転装置が設置されていないエレベーターについてはこれを設置することが望まれています。

このため、国等の今後の動向を踏まえ、県と連携し、指針に基づくエレベーター閉じこめ対策の普及・啓発を図ります。

5) 天井材の落下防止対策

平成13年(2001年)3月発生の芸予地震(最大震度6弱)で体育館等の大空間建築物において天井が落下する被害や平成15年(2003年)8月発生の十勝沖地震において、釧路市(震度5強)の空港ターミナル等比較的広い天井面を覆う天井の落下が出たことを受け、大規模空間を持つ建築物の天井について、落下防止対策の技術的助言^{*22}が示されています。これを踏まえ、香川県と連携して所有者・管理者に対し、上述の技術的助言の普及に努めていきます。

6) 建築設備の耐震対策

大地震によりその建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空気調和設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能なくなります。特に、防災上重要な施設については建築設備の耐震対策も重要です。

このため、建築物の構造体と同様、建築設備についても耐震化を図る必要があります。

具体的には、重点的に耐震化を図るべき建築物(住宅を除く。)を対象に、建築設備の耐震化について香川県と連携して所有者・管理者に対し、上述の技術的助言の普及に努めていきます。

(2) 地震発生時の対応

地震により建築物が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、本町は応急危険度判定実施本部等を設置し、応急危険度判定を実施するとともに、不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物の被災区分度判定の結果、補修することにより継続使用が可能な建築物等については、「震災建築物の被災区分度判定基準及び復旧技術指針」(財)日本建築防災協会)に基づき、家屋の応急復旧を行うよう指導していきます。

※22: 出典「実務者のための既存鉄骨造体育館等の耐震改修の手引きと事例」平成16年(2004年)8月(発行: 団法人日本建築防災協会行・社団法人 建築研究振興協会) p269~277 参考資料3 国住指第2402号平成15年(2003年)10月15日付けで「大規模空間を持つ建築物の天井の崩落事故についての技術的助言として、建築基準法施行令第39条第1項の規定の適用に当たって参考となる対応が示されています。

【5】地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 地震発生時に通行を確保すべき道路

香川県耐震改修促進計画（第三次計画）において定められている本町内の緊急輸送路^{※2 3}に対して、これらの沿道の住宅・建築物の耐震化を促進します。

※2 3：香川県耐震改修促進計画（第三次計画）第3章 3 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 p24より

表3-5-1 地震発生時に通行を確保すべき道路

区分	路線名	記号	区間
香川県指定緊急輸送路	瀬戸中央自動車道	□	坂出北IC～坂出IC間の本町内区間
	国道11号線	※	本町内区間
	さぬき浜街道	◇	本町内区間
	県道高松善通寺線(33号線)	◇	本町内区間

凡例：□ 本州四国連絡高速道路管理道路 ※ 国土交通省管理道路 ◇ 香川県管理道路

出典：表3-5-1は、香川県地域防災計画 地震対策編 第2章 災害予防計画 第11節 緊急輸送体制整備計画 p91より

図3-5-1 地震発生時に通行を確保すべき道路



凡例：赤枠区域は、本町とその周辺を示しています。

出典：図3-5-1の地図は、香川県ホームページの「香川県地域防災計画（地震対策編）」

香川県地域防災計画 地震対策編 第2章 災害予防計画 第11節 緊急輸送体制整備計画

1 緊急輸送路の指定等 (1) 道路 ①第1次輸送確保路線 ②第2次輸送確保路線 緊急輸送道路 図 p99より

【6】地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減

急傾斜地崩壊の地盤災害予防対策については、香川県や関係団体と連携を図りながら、本町の役割として、香川県が指定したそれぞれの区域を巡回・パトロールし、実態の把握に努めます。

また、災害を未然に防止するため、警戒避難体制を確立し、自主防災組織を育成して被害の軽減に努めます。

なお、地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による住宅・建築物の被害軽減対策に対して、国・県の事業の活用を促進します。

【7】優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

(1) 町有建築物

本町では、これまでも必要に応じて町有建築物の耐震化の向上に努めてきましたが、今後における優先的に着手すべき建築物は、次のとおり優先度を定めます。

表 3-7-1 耐震化優先順位の考え方

優先度	対象建築物	用途区分
優先度 A	地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物	・ 防災の拠点（庁舎）
優先度 B	優先度 A 以外の建築物	・ その他の施設

【8】重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化を図るべき区域は次のとおりとします。

- ・ 耐震性の低い建物が密集している地域
- ・ 県が定める緊急輸送路及び避難路の沿道地域
- ・ 広域避難場所周辺地域

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

概要

【1】 地震ハザードマップの作成・公表

住民の意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、「防災マップ」や「防災のしおり」を作成し、地震の被害予想や危険地域、避難場所をホームページで公表し町民への防災情報の周知に努めています。

【2】 相談体制の整備及び情報提供の充実

相談窓口を設置して、耐震診断の申し込みや国及び本町の各種助成事業の申請のほか、町民からの相談に対応していきます。

【3】 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

広報誌やホームページを活用して耐震診断・耐震改修の啓発を行っていますが、町民の更なる意識の向上を目指し、今後とも、啓発パンフレットの配布等の周知活動を行っていきます。

【4】 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事は、内外装の改修、設備の改修、バリアフリー化等の工事にあわせて行うほうが効率的です。このため、相談窓口等においてセミナーや講習会への参加啓発を行い、リフォームとあわせて耐震改修を行うよう誘導します。

【5】 家具の転倒防止

家具の転倒防止対策は、建物の耐震化等に比べ低コストで簡単に行うことができ有効な対策ですので、固定金物や安全な家具の情報等を相談窓口やホームページで啓発していきます。

【6】 自主防災組織、自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自らで守る自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。自治会単位ごとに自主防災組織があり、各自治会と連携した活動を継続的に行っていきます。

また、自治会や自主防災組織等に対して、耐震診断又は耐震改修の啓発のため、説明会の開催等を行っていきます。

【1】地震ハザードマップの作成・公表

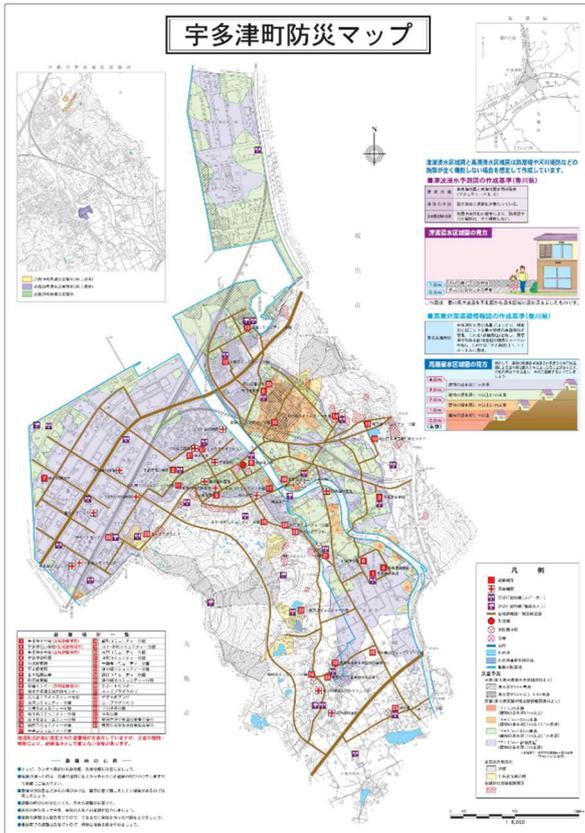
町民の意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、防災マップ等を作成し、津波による建物の浸水、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所及び避難場所を把握しておく必要があります。また、これらを公表・配布することで災害時の避難や救助活動が的確に行えます。

本町では、「防災マップ」や「防災のしおり」、「ため池ハザードマップ」を作成し、ホームページで公表し町民への防災情報の周知に努めています。

なお、香川県のホームページで「香川県地震・津波被害想定」第一次～第四次の結果が公表されています。

- ・第一次（平成25年（2013年）3月）
- ・第二次（平成25年（2013年）8月）
- ・第三次（平成26年（2014年）2月）
- ・第四次（平成26年（2014年）3月）

図 4-1-1 宇多津町防災マップ



出展：宇多津町ホームページより

図 4-1-2 宇多津町防災のしおり

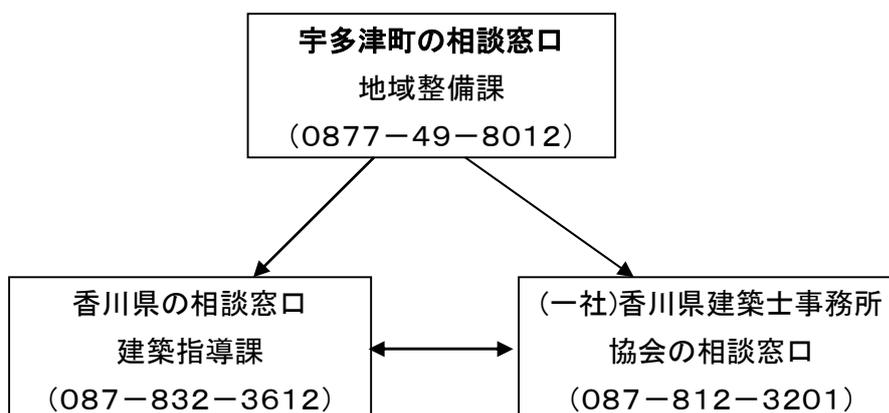


出展：宇多津町ホームページより

【2】相談体制の整備及び情報提供の充実

本町では、相談窓口を設置して、住宅の耐震診断の申込み等の相談に応じていきます。

図4-2-1 主な相談窓口



【3】パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

広報誌やホームページを活用して耐震診断・耐震改修の啓発を行っていますが、町民の更なる意識の向上を目指し、今後とも、広報誌等により周知活動を行っていきます。

【4】リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事は、内外装の改修、設備の改修、バリアフリー化等の工事にあわせて行うほうが効率的です。このため、相談窓口等においてセミナーや講習会への参加啓発を行い、リフォームとあわせて耐震改修を行うよう誘導します。

【5】家具の転倒防止

家具の転倒防止対策は、建物の耐震化等に比べ低コストで簡単に行うことが可能で有効な対策なので、固定金物や安全な家具の情報等を相談窓口やホームページ等で普及・啓発を行っていきます。

【6】自主防災組織、自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合っで守る「共助」及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により防災対策を実践することが重要です。町内には、自治会単位ごとに自主防災組織があり、各自治会と連携した活動を継続的に行っていきます。

また、自治会や自主防災組織等に対して、耐震診断又は耐震改修の促進啓発のため、説明会の開催等を行っていきます。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

【1】関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携

本町では、香川県、各市町及び（一社）香川県建築士会、（一社）香川県建築士事務所協会、（一社）香川県建設業協会の各関係団体と連携して、積極的な耐震化を推進していきます。